

番 号 : 140271
 国 名 : ガーナ
 担当部署 : 農村開発部乾燥畑作地帯第二課
 案件名 : 農業民間投資に向けたアグリビジネス能力強化支援

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農業民間投資に向けたアグリビジネス能力強化支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年6月中旬から2014年12月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0.50M/M、現地4.00M/M、合計4.50M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地調査期間 120日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月28日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
 提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農業投資支援に係る各種業務
対象国/類似地域	ガーナ/全世界(本邦含む)
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :
 黄熱 : 入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要。

6. 業務の背景

農業セクターは、ガーナGDPの3割を占める基幹産業であり、経済発展及び地域開発の要である。ガーナ政府の開発計画である、「ガーナ成長と開発アジェンダ (GSGDA)」においては、国際収支赤字などの構造的問題の解決が、国民生活の持続的な改善のための優先事項の一つと位置付けられており、所得源、雇用機会、食糧安全保障、外貨収入源として大きなポテンシャルを有する農業を重点分野のひとつに挙げている。

AUのプログラムである「包括的アフリカ農業開発プログラム (CAADP)」は、アフリカ各国が、飢餓を撲滅し、貧困と食糧・栄養の不安定さを改善し、輸出増を可能とする農業開発を通じ、経済成長達成を支援するという優先的目標を掲げている。ガーナにおいてはCAADPコンパクトが2009年に署名され、民間セクター・市民社会との協調を基本とする中期農業分野投資計画 (Medium Term Agriculture Sector Investment Plan : METASIP) が策定された。

企業や投資家にとって、農業投資に関する適切な情報は、新規参入・事業拡大を検討する上で重要であるが、農業投資に関する情報は、ガーナ投資促進センター、ガーナ食糧農業省内の統計部門、州や郡事務所に散在しており、企業や投資家が効率的に情報収集を出来ず、適切な行政支援を得る事も出来ない状況であった。そのため食糧農業省は、バリューチェーンに即した農業セクターへの民間投資促進とアグリビジネスを担当するアグリビジネス支援課を、2012年に政策計画モニタリング評価局内に設置した。アグリビジネス支援課は、アグリビジネスのニーズ・ポテンシャルと民間による投資・事業への関心をマッチングさせ、持続的な農業開発の促進業務を行うこと、換言するとアグリビジネス支援課が民間との窓口 (ワンストップショップ) として機能することが期待されている。しかし、現状では企業や投資家にとって必要な情報の分析や、各機関から収集した情報を効率的に整理等が出来ていない状況にある。

このことからガーナ政府は、アグリビジネス支援課のキャパシティ・デベロップメントに加え、農業セクターにおける投資関連データベースが必要であると、個別専門家派遣にかかる要請がなされた。

本業務は、協力期間を2014年6月～2017年3月とする約3年間の協力 (以下、本協力) における第1回目の業務である。ここでは、データベース開発支援と投資環境に関する情報収集を行い、課題の整理と改善策の検討を行う。第2回目以降の業務は、右検討結果を踏まえ計画する予定であり、本業務には含まれない。

7. 業務の内容

本業務は約3年間に渡る協力の第1回目の業務である。本業務従事者はC/P機関である食糧農業省政策計画モニタリング評価局 (PPMED) アグリビジネス支援課が行う農業現況・農業投資環境に係る情報の整理を支援するとともに、関係する民間・行政機関との連絡調整体制の現状分析の支援を行う。これら情報収集・分析の結果を基に、C/P機関に対し、データベースの構築をはじめとし、ガーナ国内の農業投資に関するワンストップショップとなるための能力を強化するための提言、及び残り期間に行うパイロット活動の計画検討を行うことを目的とする。具体的な業務内容は以下のとおり。

<国内準備期間 (2014年6月中旬)>

(1) アグリビジネス関係資料 (ガーナ政府法令・政策文書、他ドナーが作成した関連文書、ガーナ事務所収集資料等) を収集・確認し、農業現況及び農業投資環境について把握する。

(2) 我が国が他国で協力している類似プロジェクトの内容を把握し、優良事例を収集する。

(3) 現地派遣期間の計画について、業務計画書を作成し、JICA農村開発部と協議する。また約3年間の協力全体の方向性についても意見交換を行う。

<現地派遣期間 (2014年6月下旬～2014年11月上旬)>

(1) 現地派遣期間の業務計画について、JICAガーナ事務所と協議する。

- (2) 現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（英文）に取りまとめ、C/Pと、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- (3) ガーナの農業投資環境を明らかにするために、下記の調査を行い、C/Pと協働で報告書を作成する。
- ① アグリビジネスにおける投資環境に関する情報収集
 - ア) 輸出入制度（WTO・他協定加盟状況、貿易管理制度、関税制度、為替管理制度、輸出入手続き等）
 - イ) ガーナ進出に関する制度（海外投資促進機関（ガーナ投資促進センター：GIPC）の役割、外資に関する規制・奨励、税制、外国人就業規制・在留許可・現地人の雇用、技術・工業および知的財産権供与に関わる制度、外国企業ของบริษัท設立手続き・必要書類等）
 - ウ) 国内投資に関する制度（国内投資促進機関、国内企業ของบริษัท設立手続き・必要書類等）
 - エ) 土地制度（外国企業の土地保有に関する規制、用地の指定、登記等）
 - ② アグリビジネスに関する優良事例・教訓の収集
 - ア) 現在、ガーナ国内において行われている国内外からの農業投資の優良事例・教訓を、バリューチェーンに沿い、土地の確保・栽培・収穫後処理/加工・販売のそれぞれの段階において収集・整理する。
 - イ) ヒアリング等を通じて、他ドナーが実施するアグリビジネス支援の優良事例、教訓を収集・整理すると共に、本業務との連携を検討する。
 - ③ アグリビジネスを推進するための教訓の抽出
 - ア) ①、②を分析のうえ、アグリビジネス推進にかかる教訓を抽出する。
 - イ) 特に、本邦企業（食品メーカー等）進出に際する提言を取りまとめる。
- (4) 農業セクターの投資関連データベースの開発にかかる支援を行う。
- ① アグリビジネス支援課への過去の照会事例等を参考に、ガーナにおける国内外の農業投資家が必要とする情報を明らかにし、データベースの項目を決定する。
 - ② 下記項目を含む既存の農業統計情報・農業投資関連データを整理する。
 - ア) アグリビジネスを促進する上で、食糧農業省が重点を置いているサブセクター・製品の概要
 - イ) アグリビジネス支援課が各州・郡より収集した農業投資関連データ
 - ウ) 既存の中小規模農業関連企業
- (5) (4) で作成したデータベースの更新手続きに必要な情報の収集方法をCPとともに検討し、ガイドライン化への指導・助言を行う。
- ① PPMED と食糧農業省他部局及び州・郡事務所との業務フロー・情報フローの収集・分析をする。
 - ② 関連する民間企業・関係行政機関(他省庁・他ドナーを含む)との連絡調整体制の収集・分析を行う。
 - ③ 上記収集・分析結果に基づき、データベース更新作業における情報収集の方法・その他必要な業務フロー・情報フローについてCPとともに検討し、「アグリビジネス支援課による民間及び関係行政機関との情報収集・更新方法ガイドライン」にまとめる。
- (6) アグリビジネス支援課が民間との窓口（ワンストップショップ）として機能していくための提言を行う。
- ① 各農業環境ゾーンにおける優良ビジネス機会の選定を行い、アグリビジネス支援課が今後試験的に支援・関係強化を図るパイロット郡の選定を行う。
 - ② その他「アグリビジネス支援課の投資促進のための機能を強化するためのアクションプラン」（投資機会を紹介するマテリアルの作成、他省庁関連部局・組合及びPPPによる農業開

発プロジェクトとの定期会合の開催及び参加の促進、企業への農業への投資機会・ニーズに関する詳細情報提供にかかる支援、パイロット郡におけるクラスター形成支援等)をC/Pとともに作成し、その内容について指導を行う。

- ③ 約3年間の協力のうち第2回目以降の派遣期間に行う、農業投資に結びつくようアグリビジネス支援課が取り組むべき活動を検証するためのパイロット活動計画案について提言を行う。

(7) 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びガーナ事務所に報告する。また、

<帰国後整理期間(2014年11月上旬~11月中旬)>

- (1) 専門家業務完了報告書を作成し、農村開発部に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン(英文3部: JICA農村開発部、JICAガーナ事務所、C/P機関 各1部)
(和文3部: JICA農村開発部2部、JICAガーナ事務所1部)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文3部: JICA農村開発部、JICAガーナ事務所、C/P機関 各1部)
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容
 - 2) 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文2部: JICA農村開発部、JICAガーナ事務所 各1部)
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容
 - 2) 業務の達成状況
 - 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - 4) プロジェクト実施上での残された課題
 - 5) 民間企業への提言
 - 6) その他

C/Pと協力して作成した「ガーナの農業投資環境に関する調査・分析結果報告書」、「アグリビジネス支援課による民間及び関係行政機関との情報収集・更新方法ガイドライン」、「アグリビジネス支援課の連絡調整機能を強化するためのアクションプラン」を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等における契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積書に計上すること)。
航空経路は、成田⇒ドバイ⇒ガーナ⇒ドバイ⇒成田を標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

(ア) 現地業務日程

現地派遣期間は2014年6月下旬～2014年11月上旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

(イ) 現地での業務体制

本専門家は、個別専門家として派遣するもの。アグリビジネス支援課は、現在5名体制。
(計画：11名。現在6名欠員。)

(ウ) 便宜供与内容

便宜供与事項は以下のとおり。本専門家に対し、臨時会計役の委嘱を行う予定。

i. 空港送迎

なし

ii. 宿舎手配

なし

iii. 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。車両借上げに要する費用は別途在外事業強化費から支出するため、一般業務費に積算しないこと。）

iv. 通訳備上

なし

v. 現地日程のアレンジ

なし

vi. 執務スペースの提供

食糧農業省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供。執務室整備に要する費用は別途在外事業強化費から支出するため、一般業務費に積算しないこと。

(2) 本業務の位置づけ

本業務は、協力期間を2014年6月～2017年3月とする約3年間の協力における、第1回目の業務である。ここでは、データベース開発支援とあわせて、第2回目以降の業務方針を検討する為の情報収集を行う。第2回目以降の業務方針の検討結果に基づき、第2回目の業務を2015年第1四半期に開始することを想定している。また、第2回目以降の業務に従事する専門家は業務方針の検討結果を踏まえ改めて公示する予定である。

(3) 本業務の成果品の活用

本業務における成果品である「ガーナの農業現況及び農業投資環境に関する調査・分析結果報告書」、「アグリビジネス支援課による民間及び関係行政機関との情報収集・更新及び情報発信手法に関するガイドライン案」、「アグリビジネス支援課の連絡調整機能を強化するためのアクションプラン」に関し、第2回目の業務を行う専門家とC/Pが協議を行い、必要に応じて改訂をしながら継続して使用することを想定する。

(4) 他ドナーの動向

他ドナーの動向について、特に下記について留意すること。

- IFADによる「Northern Rural Growth Project (NRGP)」の下で実施されている農産物バリューチェーン構築支援
- USAIDによる「Feed the Future」の下、北部で実施されているコメ・メイズ・大豆のバリューチェーン構築支援

(5) 現在実施中・計画中案件との連携

本業務の実施に際しては、他のJICA事業との相乗効果の発現を念頭においた活動を行う。

(6) 緑の未来協力隊¹

本案件の専門家は、日本国政府の施作「緑の未来協力隊」のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力をを行う。

(7) 参考資料

(ア) 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部乾燥畑作地帯第二課 (TEL:03-5226-8440) にて配布します。

- JICAガーナ事務所収集資料

(イ) 本業務に関する以下の資料は JICA 図書館 Web サイトで公開されています。

- 開発課題に対する効果的アプローチ 貿易・投資促進

(8) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上

¹日本政府は、平成 24 年 6 月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)における玄葉外務大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの 3 本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアチブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、3 年間で 1 万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>